

2014年10月27日  
全2頁

## バーゼルⅢの初歩 第11回

## 「資本保全バッファ」とは？

金融調査部 主任研究員  
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第11回は、資本保全バッファの内容を解説します。

## 1 社外流出の制限

先の金融危機において、金融機関のなかには、財務状況や銀行セクターの見通しが悪化していたにもかかわらず、配当や自社株買いを行って市場の信頼をつなぎとめようとしたり、役職員へ手厚い報酬を支払い続けたりしたところもありました。しかし、このように資本を社外に流出させた結果、新規の貸出を妨げるなどして、経済状況の悪化を促進したとも考えられます。

そのため、バーゼルⅢでは、こうした事態を防止し、内部留保の蓄積を促すため、「資本保全バッファ」を備えることを銀行に求めています。

資本保全バッファは、最低所要水準（普通株式等 Tier 1 比率 4.5%、Tier 1 比率 6%、総自己資本比率 8%）に上乗せして、普通株式等 Tier 1 で 2.5% の積み上げが求められています。したがって、普通株式等 Tier 1 は、最低所要水準と資本保全バッファの合計で 7.0% の保有が求められることになります（[第10回](#)参照）<sup>1</sup>。

資本保全バッファは、ストレス時に取り崩し可能なバッファ（クッション）です。そのため、2.5% というバッファ水準を割り込んだところで、直ちに業務改善計画の提出等の早期是正措置を課されるわけではありません。

ただし、バッファ水準 2.5% を割り込み、普通株式等 Tier 1 比率の合計（最低所要水準＋資本保全バッファ）が 7% を下回った場合、その程度に応じ、配当、賞与、自社株買い等といった資本の社外流出に制限が課されます（[図表1](#)参照）。

図表1 バーゼルⅢ：資本保全バッファのバッファ水準を下回った場合における社外流出の制限

普通株式等 Tier 1 比率 (最低所要水準＋資本保全バッファ)	社外流出の制限割合 (利益対比)
4.5%～5.125%	100%
5.125%～5.75%	80%
5.75%～6.375%	60%
6.375%～7.0%	40%
7.0%超	0%

(出所) 金融庁資料等より大和総研金融調査部制度調査課作成

1) 資本保全バッファの実施スケジュールについては、[第8回](#)をご参照ください。

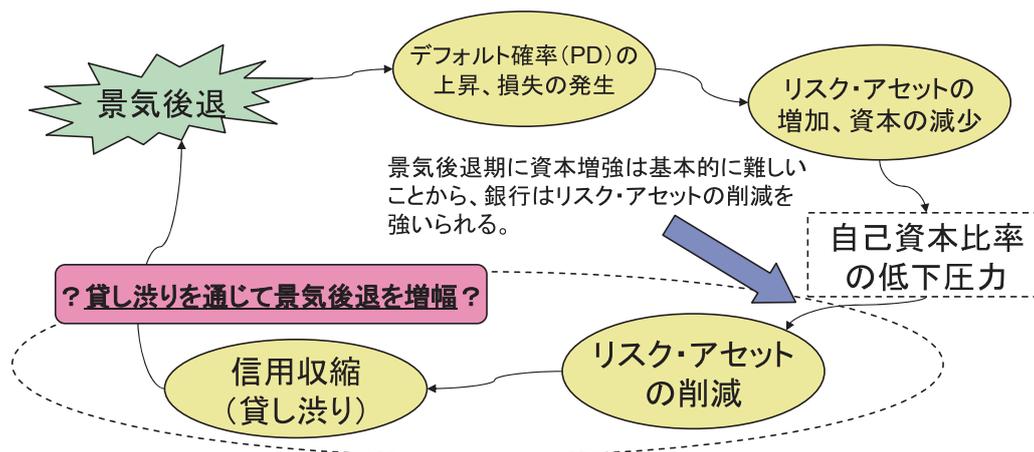
このように、仮に資本保全バッファが0.625%を下回った場合（例えば、資本保全バッファが0.5%の場合）、すなわち普通株式等Tier 1比率の合計（最低所要水準+資本保全バッファ）が5.125%を下回った場合<sup>2</sup>、資本の社外流出が一切認められないということになります。

## 2 プロシクリカリティの緩和策

資本保全バッファには、プロシクリカリティの緩和策という側面もあります

「プロシクリカリティ」とは、シクリカリティ（景気連動性）を増幅させる効果、すなわち景気循環増幅効果のことです。もとより、バーゼル規制自体にプロシクリカリティがあるのではないかと懸念する意見もありました。平たくいうと、バーゼル規制が景気後退を増幅させているのではないか、という懸念です（[図表2](#)参照）。

図表2 バーゼル規制が有する潜在的なプロシクリカリティ



(注)「デフォルト確率(PD)」とは、債務者がデフォルトする確率(Probability of Default)、すなわち倒産確率をいう  
(出所)金融庁/日本銀行「バーゼル委市中協議文書 プロシクリカリティの抑制の概要」(2010年1月)

先の金融危機では、景気循環増幅的（プロシクリカル）なデレバレッジ（リスク・アセットの削減）の進展がみられました。そこで、バーゼルⅢでは、こうした事態を防止すべく、ストレス時に取り崩して貸出に回すことで経済状況を改善させられるように、資本保全バッファの保有を新たに求めているのです。

配当や自己株式取得などの株主還元が制限されることは、投資家には通常受け入れられませんし、役員への賞与の支払も制限されるため、銀行は資本保全バッファの水準を割り込まないことを目指すものと考えられます。

以上

次回（第12回）は、[カウンターシクリカル資本バッファの内容](#)を解説します。

2) 繰り返しになりますが、資本保全バッファを充当する前提として、普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%、総自己資本比率8%の最低所要水準を達成していることが求められます（[第10回](#)参照）。